

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ココカラファイン天理店

所在地 天理市守目堂町一〇五番地一及び一〇六番地二

二 天理市から聴取した意見の概要

1 産業振興課

大規模小売店舗立地法を遵守すること。

2 まちづくり計画課

関係各課と締結している天理市開発指導要綱に基づく開発事前協議事項及び都市計画法、大規模小売店舗立地法等の関係法令を遵守すること。

3 監理課

天理市開発指導要綱第四条に基づき行った開発事前協議事項を遵守すること。

4 環境政策課

(1) 事業開始に伴い、騒音規制法及び振動規制法による特定施設を設置する場合は、三十日前までに天理市環境政策課へ届け出ること。

(2) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を未然に防止し、並びに日照及び電波の障害を防止するため万全を期すること。

(3) 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理すること。

(4) 近隣地域住民から苦情等の申出があった場合は、速やかに万全の対策を講ずるとともに誠意をもって解決すること。

5 地域安全課

(1) 来店及び退店については、左折IN、左折OUTを厳格に守り、立哨の交通整理員を配置し、要所に立て看板を設置し、交通安全対策を期すること。

(2) 来店予想者数に見合う十分な駐車及び駐輪スペースを確保し、開店時等多数の来客が見込まれる場合は、臨時駐車場等の確保を図るとともに立哨の交通整理員を配置し、駐車場等の案内を行うこと。

(3) 駐車場内での騒音対策を取ること。

6 社会福祉課

(1) 開発事前協議事項に示すとおり、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則に基づき、障害者に配慮した店舗にすること。

(2) 駐車場及び店舗内での配慮はもとより、国道からの自動車の出入りの際、歩道を通行している車イス等を使用する下肢障害者、視覚障害者等へ配慮すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年五月二十日から同年六月二十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで